

南越の統治体制と漢代の珠崖郡放棄

川手翔生

はじめに

交趾太守という身分でありながら、交州の情勢不安という間隙を衝いたことにより、南中国沿岸部とベトナム北中部を合わせた広範な領域を掌握した士燮は、交趾刺史・交州牧の相次ぐ死と、これに乗じる形で独自に刺史・太守を据えた荊州牧劉表の南下を憂えた朝廷より、以下の璽書を与えて⁽¹⁾いる。

交州は絶域にして、南は江海を帶び、上の恩は宣べられず、下の義は壅隔す。逆賊劉表の又た頼恭を遣わして南土をうかが闖い看しむるを知り、今燮を以て綏南中郎將と爲し、七郡を董督せしむ。交趾太守を領すこと故の

如し。(『三国志』卷四九呉書士燮伝)

これにより士燮は、交趾太守のまま「七郡を董督」する地位となり、本拠である交趾郡を治めつつ、交州一州の支配者として君臨することのできる、交州牧を超えた立場を朝廷より正式に認められたことになる。

朝廷の思惑としては、劉表の南進を阻止し、混乱する交州を安定させる狙いがあつたであろうが、それならば、なぜ下手をすれば漢からの独立へ発展するような特殊な地位を士燮に与えたのだろうか。その背景を考える上で注目したいのは、士燮伝に見える次の記事である。

燮の兄弟並びに郡に列するところと爲り、一州に雄長し、萬里に偏在し、威尊上無し。出入するに鍾磬を鳴らし、威儀を備具し、笳簫もて鼓吹し、車騎道に満

ち、胡人の轂を夾みて焼香を焚く者常に數十有り。妻妾は輜輶に乗り、子弟は兵騎を從う。當時貴重せられ、百蠻を震服せしむるは、尉他も踰ゆるに足らざるなり。

士燮伝は、士燮の百蠻を従わせるほどの勢威を趙佗とて及ばないほどであると評価している。そこで、『史記』巻一一六西南夷列伝に見える趙佗評を見ると、

南越王、黃屋左纛もてし、地は東西萬餘里、名は外臣爲るも、實は一州の主なり。

として、趙佗を「一州の主」と評しており、士燮の「一州に雄長」したとする評価と非常に近似していることがわかる。つまり、共に一州の支配者という点で、士燮と趙佗の姿は重ねられているのである。ここに、朝廷が士燮を一州の支配者に据えた背景が見えると考える。

そこで本稿では、この点を考える前提として、南越の嶺南地域に対する統治体制と、それ以降の嶺南地域の混乱とが関連することを証明したいと考えている。刺史や州牧が現地住民に殺害されるという交州の混乱の中で士燮が台頭したことを考えると、この関連性が明らかとなれば、士燮に趙佗の姿が重ねられた背景もわかるのではないか、と言う構想である。

まず、南越の嶺南統治の実態を検討するため、南越が繼

承したとされる秦の嶺南統治の実態について再検討し、次いで南越の支配地域を分類し、それぞれの支配体制を考察する。次に、南越滅亡以降の嶺南地域の混乱要因の検討のため、混乱の契機である南越滅亡直後に起きた海南島の反乱と、当地に設置された珠崖郡を放棄するに至った要因、そしてその後の対応などを考察する。これにより、後漢期の更なる混乱への道筋を明らかにしたいと考えている。

第一節 秦の嶺南統治の再検討

始皇二六年（前二二一）に六国統一を完遂した秦が次に目を向けたのは、北辺の匈奴と嶺南地域であった。嶺南に対する軍事行動を最も詳細に示すのは、以下の記事である。

又た尉屠睢をして樓船の士を將い、南のかた百越を攻めしめ、監祿をして渠を鑿ち糧を運び、深く越に入らしむも、越人遁逃す。日を曠むなしくして持久し、糧食絶乏し、越人之を擊ちて、秦兵大敗す。秦乃ち尉佗をして卒を將い以て越を戍らしむ。是の時に當たり、秦禍は北は胡を構え、南は越に掛け、兵を無用の地に宿し、進むも退くを得ず。行くこと十餘年、丁男は甲を被り、丁女は轉輸し、苦しみて生に聊やすんぜず、自ら道樹に經くびき

す。(『史記』卷一二二主父偃列伝)

臣、長老の言を聞くならく、秦の時嘗て尉屠睢をして越を撃たしめ、又た監祿をして渠を鑿ち道を通ぜしむ。越人逃げて深山林叢に入り、攻むるを得可からず。軍

を留めて空地に屯守し、日を曠しくして持久し、士卒勞倦し、越出でて之を撃つ。秦兵大いに破れ、乃ち適成を發して以て之に備う、と。(『漢書』卷六四上嚴助伝)

又た越の犀角・象齒・翡翠・珠璣を利らんとし、乃ち尉屠睢をして卒五十萬を發し、五軍と爲し、一軍は鐸城の嶺を塞ぎ、一軍は九疑の塞を守り、一軍は番禺の都に處り、一軍は南野の界を守り、一軍は餘干の水に結ばしむ。三年甲を解き弩を弛めず、監祿をして以て轉餉を無からしむ。又た卒を以て渠を鑿ちて糧道を通じ、以て越人と戰い、西嘔君の譯吁宋を殺す。而れども越人皆な叢薄の中に入り、禽獸と處り、肯えて秦の虜と爲る莫し。桀駿を相置き以て將と爲し、夜に秦人を攻め、大いに之を破り、尉屠睢を殺し、伏尸流血數十萬なり。乃ち適成を發して以て之に備う。(『淮南子』人間訓)

これらの史料によれば、秦の嶺南進出はその珍品の独占にあつたという。秦は大軍を發して三年もの間攻略を続け

ても、越人のゲリラ作戦の前に司令官が殺害されるなど、その行程は順調には進まなかつた。巖安の言によれば、こうした兵役が民を苦しめ、やがて来る反秦の動きに結び付いたという。

この軍事行動の時期については諸説あるが、鶴間和幸氏⁽²⁾は、これらの諸説を「秦側史料」と「反秦側史料」という二種類の史料の性格に留意していないと批判し、両史料を総合的に勘案し、始皇三十三年(前二一四)に開始したとする。この年は、『史記』卷六秦始皇本紀に、

三十三年、諸々の嘗て逋亡せる人・贅婿・賈人を發して陸梁の地を略取し、桂林・象郡・南海と爲し、適を以て遣りて戍らしむ。……三十四年、治獄の吏の不直なる者を適し、長城及び南越の地に築かしむ。

とあるように、秦が嶺南三郡(南海・桂林・象)を設置した年と記されている。先学はこれを額面通りに読んでいたが、鶴間氏は、この三郡設置の年は確定できないものの、「戦争遂行の過程で軍を統括する組織」である点で内地の郡と異なるとする。このことは、嶺南進出の司令官に「尉」屠睢などの「郡尉」が充てられていることや、その後設置された南海郡には「郡尉」の名のみが見えることからも窺える。「郡尉」については、『漢書』卷一九・百官公卿表上に、「郡尉、秦官なり。守を佐くるを掌り、武職・

甲卒を典る」とあることから、郡守の補佐として軍事を担当する官であることがわかる。

ちなみに、秦の郡県支配が布かれた旧楚地域においては、秦の官制通りに郡守・郡尉がともに置かれている。そのことは、張家山漢簡「奏讞書」案例一八に、「蒼梧守寵・尉徒唯」という人物が見えることから明らかである。秦代の蒼梧郡は史書中には見えないが、里耶秦簡に、「及蒼梧爲郡九歲」⁽³⁾という記述が見えることで、その実在が確実視されている。同案例には、当地が反乱や群盜の多発する地域であり、「新黔首」と呼ばれる統一後に服属した民の士気が低く、これに抗することなく逃亡する事例が記されている。嶺南地域のすぐ北に位置し、このような有様の当地であつても、郡守は設置されていた。

こうした状況から、鶴間氏の言うように、嶺南三郡の実態が確固たる郡県支配には程遠い不完全なものであると考えられ、秦始皇本紀の記述は実態にそぐわない表現と言えよう。その後、南海郡には南海郡尉のみが置かれ、趙佗に後事を託したとされる任囂が就任しており、趙佗もまた南海郡尉として嶺南掌握を果たすのであり、秦による嶺南三郡設置の実態としては、軍事拠点の確保以上の支配は及ばなかつたと見るのが妥当であろう。

嶺南地域に郡守が置かれていたかったことは、『史記』

卷一一三南越列伝に、

(任) 蔡死し、(趙) 佗即ち檄を移して横浦・陽山・湟谿の關に告げて曰く、「盜兵且に至らんとす。急ぎ道を絶ち兵を聚め自守せよ」と。因りて稍く法を以て秦の置く所の長吏を誅し、其の黨を以て假守と爲す。

とあり、趙佗が秦の役人を誅殺し、代わりにその徒党を「假守」としていることがわかる。郡守がすでにいたのであれば、趙佗は当然これを排除したであろう。にも関わらず、秦の息のかかった役人のみを排除し、しかも仮の郡守にその徒党を据えたということは、郡守は存在せず、郡としての体裁を保つために仮の郡守を設置したことになる。史書に当時の南海郡守が見えないのもそのためであろう。桂林・象郡もまた同様に郡守が存在せず、郡として機能していなかつたと考えるのが自然であり、だからこそ趙佗は「即ち擊ちて桂林・象郡を并せ、自ら立ちて南越の武王と爲」(『史記』南越列伝)ることに成功したのである。

ところで、秦による嶺南進出のために駆り出されたのは、「謫(適・謫)」と呼ばれる人々であった。前掲の秦始皇本紀の他、『史記』卷一二三南越列伝に、

秦の時已に天下を并せ、楊越を略定し、桂林・南海・象郡を置き、謫を以て徙民し、越と雜處せしむること

十三歳なり。

とあるように、戦地に赴かされただけでなく、移民として当地に住まうこととなつた。彼らがどのような役割を果たしていたのかについては、『漢書』卷四九晁錯伝に、

秦の民行くを見ること、棄市に往くが如く、謫を以て之を發するに因りて、名づけて謫戍と曰う。先に吏の謫有るもの及び贅婿・賈人を發し、後に嘗て市籍有りし者を以てし、又た後に大父母・父母の嘗て市籍有りし者を以てし、後に閭に入りて其の左を取る。之を發すること不順なれば、行く者は深く怨み、背畔の心を有つ。

とある。これによれば、その労役は「棄市」に等しいと見なされるほど過酷であり、またその徵發の対象範囲は広がりを見せ、はじめは前述の「贅婿・賈人」などが、後に自分や父母が過去に商人であつた者が対象となり、やがては卑賤の職に就く者をも徵發するに至り、その徵發が不定期であつたため、民はこれを怨んで反秦の機運が高まつたといふ。前述の嚴安の言や『淮南子』の文による秦滅亡の理由を辺境進出に求める論に通ずるものであるが、この「謫」について、従来は「謫」の語義より「刑罰的措置」と単純に考えられてきたが、瀬川敬也氏⁽⁴⁾は、その中に商人など、罪により徵發されたとは考えにくい層が含まれることを踏まえ、元は「過失を国家的必要労働で償却する制

度」であった謫が、後に對外政策における臨時の大量動員の必要性から、一般農民以外に大量動員できる存在を組み込むことを目的とした制度へと変容したものとする。

嶺南進出が越人の抵抗によつて遅々として進まず、兵力不足を招き、その結果として「謫」という臨時兵力を徵發せざるを得なくなり、そのことが反秦の機運を高める結果となつた。こうした混乱の中、趙佗は秦の支配が及ばぬ嶺南地域を掌握したのである。

第二節 地域別に見る南越の統治体制

反秦活動が活発となる中で南越武王として独立した趙佗は、楚漢戦争の間、特にどちらにも加担することなく嶺南に自立を保つていた。その均衡が崩れたのは前漢・高祖五年（前二〇二）、百越を率いて劉邦に従つた衡山王吳芮が長沙王に封じられたことに始まる。『漢書』卷一高帝紀下・高祖五年条には、

詔して曰く、「故の衡山王吳芮、子二人・兄の子一人と與に百粵の兵を從え、以て諸侯を佐け、暴秦を誅し、大功有り、諸侯立つるに以て王と爲す。項羽侵奪の地は、之を番君と謂う。其れ長沙・豫章・象郡・桂林・南海を以て番君芮を立つるに長沙王と爲す」と。

とあり、呉芮の封地の中に「象郡・桂林・南海」、すなわち南越国の領域すべてが含まれている。当時の漢の方針は、南越の存在を認めないものであつたのだろう。趙佗が嶺南三郡を併合したという南越列伝の記事から、王先謙『漢書補注』などはこれを遙領と見てゐるが、周世榮・龍福廷両氏は、長沙国領にある彬州市国慶路三号西漢墓より出土した「龍川長印」を理由に、この時点では少なくとも龍川県一帯までは長沙国の統治が及んでいた可能性を指摘している。前節にて、秦代の嶺南統治が郡県支配からは程通いものであることを指摘したが、これを奪取した南越國もまた、その初期においては完全な嶺南支配は果たせていなかつた可能性がある。三郡の郡治と諸県を確保した程度であり、高祖二年（前一九六）に、使者陸賈を通じて正式に南越王に封じられるまでは、いまだ嶺南支配の途上にあつたと見るべきであろう。

工藤元男氏⁽⁶⁾は、秦漢の対外政策について、北方の匈奴への対策を主軸としつつ、それが南方安定と互いに呼応する関係になつていたとし、その好例として高祖六年（前二〇一）の白登山包囲による和議と趙佗を南越王に封じたことの連動を挙げる。張騫を捕えた单于が張騫に、「吾、越に使せんと欲さば、漢、肯えて我に聽さんや」（『史記』卷一二三大宛列伝）と語つたように、その連動は匈奴に看破され

れおり、趙佗もまた同様に理解していたであろう。南北の強力な勢力に四苦八苦する漢王朝を尻目に、南越は漢とは別の支配体制を構築していくのである。

南越が統治した範囲は、支配体制によつて大きく三つに分類される。すなわち、①現在の廣東・廣西地域（ベトナム分離後の嶺南）、②ベトナム北中部地域、そして③海南島地域である。

①は、郡県支配と、諸侯王に領地を与える封建制を組み合わせた、いわゆる郡国制が布かれた地域である。郡県制の部分については、従来、秦設置の嶺南三郡がそのまま継承されたものと見られてきたが、前述の通り秦の嶺南支配は徹底されてはいなかつたと思われ、また、史書の中では秦が確實に設置した県は、番禺・龍川を除けばほとんど見られず、安易に秦制の継承と見るのは危険と考える。例えば、張榮芳・黃森章両氏⁽⁷⁾は、番禺・龍川・博羅・揭陽といった秦設置の県を南越が継承し、その他、湊陽・含洭の二県を新設したとするが、前者は明確な根拠が示されておらず、後者は後代撰書の『清遠縣志』を根拠とするもので、いずれも従うことは難しい。

また、封建制の部分については、「蒼梧秦王」や「高昌侯」、そして①地域外の「西于王」などが確認される。郡国制が採用されていることから、筆者はこれを前漢のそれ

に倣つたものと考える。その動機として、呂后による鉄器通商禁止令への反発から、趙佗が称帝した際（南越列伝）、前漢に対抗するために同じ郡国制を採用したと推測される。特に「蒼梧秦王」は前漢の蒼梧郡の領域に当たるとされ、敵対するすぐ北の長沙国への対抗の意味を持つと考えられる。

②の地域はもともと史記などで「西甌駱」⁽⁸⁾と呼称される、王号を自称する部族が存在しており、南越はこれを財物や兵力によつて「役属」、すなわち従属させていた。⁽⁹⁾この地域について、南越列伝の『索隱』引東晉・裴淵『廣州記』に次のような記述が見られる。

交趾に駱田有り、潮水の上下するを仰ぎ、人、其の田を喰らい、名づけて駱人と爲す。駱王・駱侯有り。諸縣自ら名づけて駱將と爲し、銅印青綬たり。即ち今の令長なり。後に蜀王の子兵を將いて駱侯を討ち、自稱して安陽王と爲し、封溪縣に治す。後に南越王尉他、安陽王を攻め破り、二使をして交趾・九眞一郡の人を典主せしむ。

この地域では駱将という県令クラスの役人が設置され、蜀から南下して当地を支配したとされる安陽王を南越が討伐した際、趙佗はこの地に一人の使者を派遣して民衆を「典主」させたとある。すなわち、南越は当地を征服した

ことになる。ここでは、特殊な統治を示す「駱将」と「三使」について検討したい。

まず、「駱将」については桜井由躬雄氏⁽¹⁰⁾が、先行研究が、『廣州記』の冒頭部分をもつて、駱田という独自の農法に基づく支配体制が存在したとしていることに対し、冒頭部分が後世に附会したものであるとして否定する。そして、駱王・駱侯・駱將をそれぞれ西甌駱の王・侯・將という意味でしかないとしている。筆者は桜井氏の見解に従い、駱將を西甌駱の將軍という意味に解す。つまり、当地では、西甌駱の將軍による県レベルの部族的な自治がなされていった。

次に「二使」について余天熾氏⁽¹¹⁾は、これを南越が独自に創出した官制であると評価する。これに対して吉開将人氏⁽¹²⁾は、南越列伝に、四代目の趙興期に太后の意向で漢への内属化が進んだ際、南越へ派遣された漢の「使者」が当地に留まつてこれを「墳撫」したと記されていることから、「二使」もこれに類するものと推測した上で、ベトナム中部で出土した「胥浦候印」に見える「候」という官名が、文献や出土資料から、「秦漢交替期から漢代を通じて現れ、「漢朝の「候」が軍官でありながら、辺境では「閔」などの行政官的任務に従事している」ことを以て、「使者」の役割と一部重なる、としている。ただ、吉開氏も後者に

ついては判断材料の不足から推測にとどめており、ここでは「二使」は、併呑後の西甌駱地域の鎮静化を図るための官吏に過ぎないというだけにとどめておく。

さて、趙佗は西甌駱併呑後、当地に前述の「西于王」を設置した。このことは『漢書』卷一七景武昭宣元成功臣表に、南越滅亡後、駱将の黃同という人物に「西于王」が斬られたという形で見える。この西于という地名は、『漢書』卷二八地理志下・交趾郡条に見え、その位置はベトナム北部となり、西甌駱地域と合致する。つまり、西于王は、秦の侵略に抵抗したとして『淮南子』人間訓に見えた越人首長の「西嘔君」と結びつき、現地の駱人首長を西于王として間接統治をしたと言える。

③地域については、さらに特殊な統治がなされたと考えられる。それは、一九七五年、広西の合浦堂排一号漢墓より「勞邑執剗」⁽¹³⁾と刻まれた琥珀製の蛇鉢印が、一九八四年、海南省より「朱盧執剗」⁽¹³⁾と刻まれた銀製の蛇鉢印が、それぞれ発見されたことによる。

「勞邑」については伝世文献上に記載が無く、詳細は不明だが、「朱盧」については、『漢書』地理志下・合浦郡条に、「朱盧」県が見え、合浦都尉の治が置かれたことが記されている。

一方、「執剗」は楚特有の官名であり、『戰國策』齊策二

昭陽為楚伐魏章に、

昭陽、楚の爲に魏を伐ち、軍を覆し將を殺して八城を得、兵を移して齊を攻めんとす。陳軫、齊王の爲に使ひして、昭陽に見え、再拜して戰勝を賀し、起ちて問う、「楚の法、軍を覆し將を殺さば、其の官爵は何ぞや」と。昭陽曰く、「官は上柱國と爲し、爵は上執珪と爲さん」と。陳軫曰く、「異に此よりも貴き者は何ぞや」と。曰く、「唯だ令尹あるのみ」と。

とあるように、楚の爵制における最上位の爵位の一つである。

この二つの印章について、多くの研究者が検討を加えている。特に吉開氏は、その特徴から前者を南越印、後者を南越滅亡後の前漢中後期に帰属蛮夷に与えられた「異民族爵」印（漢代の二十等爵制外の爵制）⁽¹⁴⁾と捉えている。また、特に前者については、珠江デルタや広西の内陸河川流域で発見された南越様式の出土遺物が、雷州半島・海南島地域では皆無であることから、本印が賜与された人物を南越の「外臣」的な存在と推定する。無論、南越は「内臣」に対しては秦や漢の官名を使用していることが、文献や出土物などからわかることから、南越は、漢と同様の「内臣」「外臣」構造を保持していたとする。

そして、南越が楚の爵制を採用した理由として、越人の

支持を受けた張楚や西楚が用いた楚制を再利用し、彼らを味方につけることで「百越の長」たらんとし、同じく楚制

を用いた吳氏長沙国や前漢に対抗するためとする。そうした上で吉開氏は、出土した鼎の形式の差異とその分布域、作成時期を検証し、先秦時代の嶺南では「越系」鼎と「呉系」鼎の二種類が主であり、「楚系」鼎の出土例が南越成立前後にまで下らないと現れることから、先秦期の楚から嶺南への楚文化流入に懷疑的で、南越が前述のような意

図で楚制を再利用したとする。

しかし、「朱盧執刲」などの「外臣」的存在が楚の爵制を以て従つたのであれば、彼らが楚制や楚文化を理解していないはずはないだろうし、その扱い手は定着した楚人、あるいは楚文化の影響を受けた越人という見方が自然であろう。そうでなければ、南越滅亡後に前漢がわざわざ楚制を背景とする「勞邑執刲」印を帰属蛮夷に賜与する理由もないからである。別に同レベルの「侯」印を賜与すれば良いだろう。吉開氏も、そのような「蓋然性が高い」という指摘にとどめてはいるが、やはり南越が楚制を背景に漢に対抗する秩序を作つていったとするならば、その土壤には楚文化のある程度の浸潤が欠かせぬものである。

春秋戦国時代、楚は早くからこの地を知り、百越を臣属させていたようである。『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝

には、

楚子、霸を稱するに及び、百越を朝貢せしむ。

とあり、楚の莊王の時代、百越は楚に朝貢していたことが記されている。また、南宋・呉曾『能改齋漫録』引『廣州記』には、

六國の時、廣州、楚に屬す。高固、楚相と爲り、五羊、穀を銜えて其の庭に至り、以て瑞と爲し、因りて五羊を以て其の地を名づく。

とあり、広州、すなわち番禺一帯が楚に服属していたことが記されている。いずれも後代の史料ではあるが、楚の影響が嶺南地域に及んでいたことを示唆するものである。

楚と嶺南地域との関係は、経済的な経路を示す記事にも見える。松田壽男氏⁽¹⁵⁾は、『管子』揆度篇に「江漢（長江と漢水）之珠」「江陽之珠」が見えることや、『戰國策』楚策三張儀之楚貧章に見える楚王の発言の中に「黄金・珠璣・犀・象は楚より出づ」とあることから、楚が嶺南地域から珍品を取得しており、まだ楚より南方の情報を知らなかつた中原の人々は、それら珍品を楚の名産と理解していくとする。また、松田氏は嶺南より武漢に通ずる珍品の交易ルートを「真珠街道」と命名し、「軟玉街道」など北や西の諸経路と並んで、古代中国の重要な交渉経路であつたとする。こうした交易活動は、当然楚人の嶺南への来訪を活

發にしたであろうし、當地に定着する楚人もまた少なからずいたであろう。

春秋戰国期、「江漢之珠」などの珍品を求めてやつて来た楚人は、採取や交易のために沿岸部に集中したであろうことから、楚文化の影響範囲もまた沿岸部を中心とするものであると考えられ、そこから、「執刲」印の雷州半島・海南島のみからの出土へと関連づけることができるだろう。『廣州記』の楚相高固と五羊の伝説も、こうした実態を背景にしたものと推測される。

このような特殊な統治体制によつて嶺南地域に安定をもたらした南越であったが、元鼎六年（前一一一）、南越の内紛を衝く形で前漢・武帝により滅ぼされ、嶺南地域にはその年に七郡（南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九真・日南）^{〔16〕}が、翌年に儋耳・珠崖の二郡が設置された。

第三節 漢代の珠崖郡放棄

以上の検討から、南越は基本的には前漢の郡国制を模倣しつつ、特別な扱いを必要とする地域には、その土地に合った間接統治が行われていたと言えるだろう。これら三つの地域は、南越滅亡後にそれぞれ異なる様相を見せることとなる。すなわち、①地域は後漢・安帝期に至るまで反

乱記事の見えない平穏な状態を保つ一方、②地域では、後漢初期に徵姊妹の乱という大規模な反乱が発生し、その後嶺南地域の諸反乱の中心地となり、そして③地域では、前漢・武帝による南越滅亡直後、大規模な反乱が発生することとなつた。

この反乱について、『漢書』卷六四下賈捐之伝に次のように記されている。

初め、武帝、南越を征し、元封元年、儋耳・珠崖郡を立て、皆な南方の海中の洲居に在り、廣袤千里可なり。十六縣、戸二萬三千餘を合わす。其の民暴惡にして、自ら以て阻絶し、數々吏禁を犯し、吏も亦た之に酷たり。率に數年に壹たび反し、吏を殺し、漢輒ち兵を發して撃ちて之を定む。初めて郡と爲して自り昭帝の始元元年に至るまで、二十餘年間、凡そ六たび反叛す。其の五年に至り、儋耳郡を罷めて并せて珠崖に屬せしむ。宣帝の神爵三年に至り、珠崖の三縣復た反す。反して後七年、甘露元年、九縣反し、輒ち兵を發して撃ちて之を定む。元帝初元元年、珠崖又た反し、兵を發して之を撃つ。諸縣更に叛し、連年定まらず。儋耳・珠崖の民衆が度々禁令を侵し、吏卒もまた酷刑を以て対処したため、数年に一度反乱が発生する事態となつた。始元五年（前八二）には儋耳郡を珠崖郡に併合したが、そ

の後も反乱は相次いだ。

また、『後漢書』南蛮西南夷列伝に、

武帝の末、珠崖太守の會稽の孫幸、廣幅の布を調して之を獻ぜしむ。蠻、役に堪えず、遂に郡を攻めて幸を殺す。幸の子豹、合せて善人を率い、還復せしめて之

を破り、自ら郡の事を領し、餘黨を討撃し、連年乃ち平らぐ。豹、使を遣わして封じて印綬を還し、上書して状を言せしむ。制詔して即けて豹を以て珠崖太守と爲す。威政大いに行われ、獻命歲ごとに至る。中國、其の珍賂を貪り、漸く相侵侮す。故に率ね數歳に一たび反す。

とあり、武帝の末期には他郡出身の珠崖太守孫幸による苛政が原因で反乱が発生し、孫幸が殺害されると、子の孫豹がこれを平定したが、毎年獻上される海南島の珍賂に味を占めた漢王朝の現地に対する侵犯行為から、反乱が絶えなかつたことが記されている。

海南島は、前述したように「執刲」印が発見された地であり、楚制の効力が發揮された間接統治地域である。有史以来、郡県支配が及ぶのは初めてだつたであろう。しかもその地には勝手のわからない漢人が太守として就任することとなつた。紙屋正和氏⁽¹⁷⁾が指摘するように、元鼎年間に入ると、太守・国相の支配権は、主として県の管掌事項に介

入、あるいは吸収することで強化され、地方政治に介入する事例が増えていくこととなる。また同時に、太守や県令などについては本籍地回避の人事政策が確定したことで、『後漢書』南蛮西南夷列伝の記事に見えるような、他地域出身の太守が就任することとなつた。

こうした武帝期の地方行政制度改革に伴い、それまで緩やかな間接統治に慣れていた島民の生活は一変することとなり、現地への適切な対応を知らない漢人吏卒の不手際から、その反発は致命的なほど大規模なものに発展してしまつた。

漢王朝の海南島に対する方針が大きく転換するのは元帝期である。『漢書』賈捐之伝によれば、「連年定まら」ざる状況を見て、元帝は大軍を珠崖郡へ派遣することを有司と議した。これに対し待詔の賈捐之が征討を止めるように主張すると、元帝は樂昌侯王商に詰問させた。これに対する賈捐之の答えを要約すると次のようになる。

- ①武帝の元狩六年（前一一七）以来、四方に領土が拡張したことが原因で、財政が逼迫し、民の賦税を増やした。同時に賊が蔓延し、軍事行動が後を絶たず、反乱が多く発生した。
- ②関東の民は飢饉に苦しんでいる。これを救うのは怒りにまかせた軍事行動ではない。

(3) 南蛮は禽獸のようなものであり、郡県を置く価値もなく、珠崖郡を放棄して関東を救うことを最優先にすべきである。

これを受けた元帝は、御史と丞相にその是非を問うた。御史大夫の陳万年は反乱を討伐すべきと主張し、丞相の于定国は、兵の疲弊と関東の困窮を考慮し、賈捐之の議を容るべきとした。元帝はこれらの議論を吟味し、威令が行われないことを恥じて蛮夷を討伐することと、田畠や万民を守ることを天秤にかけ、前者の小さな恥を捨て、関東の貧民を動員する愚を避けるため、珠崖郡を放棄し、ただ威徳を慕う者のみを移住させるように命じた。こうして初元三年(前四六)、珠崖郡は放棄された。

元帝が珠崖郡の放棄を決定したことについて、保科季子氏は次のような議論を開いている。

① 宣帝期に起こった、匈奴の呼韓邪单于の入朝要求に対する処遇問題に際し、匈奴の勢威が復活してまたいつも背くかもわからぬ以上、外臣とすれば、背反の度にその責を問うこととなり、それは大きな負担となる、という政治的な理由から、匈奴を「臣」とは呼ぶが、完全な「外臣」とは扱わない、という妥協的な立場に置いた。

② この決断を促した名儒・蕭望之は、その不明瞭さを

糊塗するため、「中国の正朔を奉じない夷狄が朝貢しても、中国は謙遜して臣下とはしない」という『尚書大伝』の故事由来の論理を利用した。これを「夷狄不臣」論、「すなわち」「王者は夷狄を治めず」の論理」と呼び、『白虎通』を経て後漢の正統教義となつた。

③ 珠崖郡廃止を主張した賈捐之の言は、珠崖郡の民は禽獸と変わらぬ野蛮人であり、支配する価値も無いから郡を廃止すべき、とする論法であり、その表現には、『公羊傳』などの論理を用いて経学的に潤色する上記の「夷狄不臣」論が見える。つまり、「夷狄を禽獸と同一視して蔑むことで、夷狄を支配できない中國の無力さを糊塗したもの」である。

保科氏の見解は、領土放棄という屈辱的対応策を元帝に納得させるための賈捐之の心情を理解する上では有用なものと言える。しかし、保科氏自身が言う通り、その議論の核は政策上の「極めて政治的な理由」にある。賈捐之の主張の核は、武帝期の連年の出兵に伴う関東の疲弊にあり、夷狄への蔑視論はあくまでも論を補強するためのものに過ぎない。また丞相の于定国も、関東の疲弊に伴う民衆の動搖を憂えて賛同している。そして、元帝自身は当初珠崖征伐を希望しながらも、賈捐之や于定国の言うとおり関東の

民衆は疲弊し、その上さらに動員をかけては民衆は困窮してしまう、との理由から、珠崖討伐を諦め、郡県を放棄することを決定している。すなわち、この元帝の決定を強く促したのは、関東大飢饉という内政的事情であった。

関東大飢饉は、元帝の即位後すぐに発生し、度々民衆を苦しめた。『漢書』卷九元帝紀には、飢饉が起ころうに元帝が詔勅を発し、救民に苦慮していることが窺える。例えば、

(初元元年(前四八)九月、關東の郡國十一に大水あり、饑え、或いは人相食み、旁郡に錢穀を轉じて以て相救う。詔して曰く、「間者このころ、陰陽調わず、黎民饑え寒え、以て保治する無し。惟うに、德淺薄にして、以て舊貫の居を充入するに足らず、と。其れ諸々の宮館の御幸を希う者をして繕治せしむること勿かれ。太僕は穀を減らして馬を食し、水衡は肉食の獸を省け」と。というような具合である。初元年間(前四八～前四四)には、このような救民の詔が四回発せられている。

特に注目したいのは、地震などの災害を「天地の戒め」として恐れ、「陰陽不調」を憂え、丞相・御史に陰陽・災異に明るい者を推挙させるなど、元帝自身の災異への異様な恐怖が見えることである。影山輝國氏⑯によれば、董仲舒によつて武帝期に整理されたとされる災異思想は、宣帝期

に外朝の儒官が就任するようになると、尚書を兼任する外戚・宦官ら内朝の専制に対抗すべく、彼らによつて喧伝されたという。元帝の災異に対する卑屈なまでの謝罪は、前漢の歴代皇帝には見られないものであり、相次ぐ災害と飢饉に対する自責の念から、賈捐之と于定国の建議をそのまま受諾したのである。

このように、海南島の反乱は、南越崩壊後、郡県支配を経験しない地域に無思慮な直接統治を行つたことが契機となつて発生したものである。これに対しても武・昭・宣の三帝は有用な対策を講じることができず、元帝期に至り、關東大飢饉という全く別の問題への緊急の対応と、元帝自身の災異への恐怖感情から、珠崖郡は放棄されたのである。^㉑

ところで、この海南島の反乱に対する朝廷の対応について考える際、前述した「勞邑執刲」印は、朝廷の当地に対する重要な動きを示唆している。本印が発見されたのは前漢後期の漢墓であり、その時期は反乱勃発よりも後である可能性が高い。つまり、同じく楚文化の影響の強かつた雷州半島への反乱の飛び火を避け、改めて楚制を沿岸部の首長に適用せんとする意思がそこには見え、南越の支配体制への回帰を模索したものと考えられるのである。

さて、領土の放棄という屈辱的決定に対し、当時の博士・匡衡は次のように評価をしている。すなわち、元帝が

日蝕・地震といった災異が示す政治の得失について尋ねると、匡衡は、

諸々の珠崖を罷めし詔書を見る者は、欣欣とせざる莫く、人自ら以て將に太平を見んとするなり。（『漢書』

卷八一匡衡伝）

と答え、珠崖郡の放棄を、民の喜ぶ善政と評している。

また、後漢・章帝期の建初元年、校書郎の楊終が、当時の過酷な遠征を非難した上書の中に、

秦、長城を築き、功役繁く興りしも、胡亥革めず、卒に四海を亡う。故に孝元、珠崖の郡を棄て、光武、西域の國を絶ち、介鱗を以て我が衣裳に易えず。（『後漢書』卷四八楊終列伝）

とあり、秦の無用な遠征による國家の滅亡を踏まえ、珠崖郡の放棄が夷狄の侵略を防いだと高く評価している。

さらに、後漢の靈帝期、鮮卑が度々辺を侵すようになり、これを受け朝廷内に鮮卑を討つべとの議論が高まつた際、議郎の蔡邕がこれを戒める建議を行つた。その中に、昔、珠崖郡反するや、孝元皇帝、賈捐之の言を納れ、而して詔を下して曰く、「……」と。此れ元帝の德音を發する所なり。夫れ民を卹れみ急を救うには、郡を成し縣を列ぬると雖も、尚お猶お之を弃つ。況んや障塞の外の未だ嘗て民の居と爲らざる者をや。（『後漢書』卷九〇鮮卑列伝）

とおり、救民のためには郡県を捨てることも辞さない元帝の「徳音」を称えている。

このように、蛮夷を放棄することが王朝の対外政策の称揚に利用されるようになるのは、保科氏の指摘するように、前漢後期に入り、匈奴の恭順を当然視し、单于の入朝を輕視する態度が形成されるようになつたからであろう。氏は、例えば、呼韓邪单于が和蕃公主の復活を求めた際、漢側が後宮の一女子でしかない王昭君を嫁がせたにも関わらず、单于是喜んでこれを受諾したことに、漢側の優位性が見ええるとする。

哀帝期には单子の入朝を拒もうとする動きが見え、王莽期には尊大な服属要求にエスカレートする。後漢に入ると、南匈奴の单子が漢の使者に拝伏するほど、漢の匈奴に対する優位性は確実のものとなつていた。氏は、こうした優位性が「「夷狄不臣」論」のごとき妥協を廃し、改めて夷狄を含めた天下支配の理想像が展開されるとする。つまり、夷狄への侮蔑意識が高まつたことで、漢王朝の辺境統治は大きく転換することとなつたのである。

（後漢書）卷九〇鮮卑列伝）

おわりに

嶺南地域の併呑を日論んだ秦は、大規模な軍勢を派遣するも、軍事拠点の確保以上の支配を及ぼすことができなかつた。そして秦末の混乱に乗じて南海郡から徐々に勢力を拡大した趙佗は、劉邦による南越王封建に至つて嶺南地域の掌握に成功した。南越の支配地域は、統治体制によつて大きく三つに分類することができ、すなわち、①現在の広西・広東地域では、前漢に倣つた郡国制をとり、②ベトナム北中部地域では、駱人首長たる西于王を介しての間接統治をとり、県令の代わりに駱将を存置していた。そして、③海南島地域は、春秋戦国期よりの楚の影響を重んじ、楚制を利用した間接統治が行われていた。

南越滅亡後の各地域のその後の様相を見ると、①地域では諸侯王が廢されつゝ、南越期とそれほど変わらぬ郡県制へ移行し、②地域では、西于王が廢されるも、駱将制度は引き続き置かれた。そして③地域では、楚制による間接統治から、①地域と同じく郡県制による直接統治へ移行したことで、統治体制の激変への反発から、長きにわたる反乱が始まつた。そして元帝期に至り、関東大飢饉という国内情勢と、元帝自身の災異への恐怖感情から、珠崖放棄が決

定されたのである。「勞邑執劙」印は、海南島の乱が楚の影響の強い雷州半島へ飛び火することを恐れた朝廷の策であり、南越の支配体制への回帰と見られる。

珠崖郡の放棄は、意外にも前漢後期～後漢期の知識人層より高評価を受けた。それは、放棄を決断した当時には主張の補強材料に過ぎなかつた夷狄への蔑視感情が、辺境の衰退により、相対的に漢の優位性が高まつたことで、急激に醸成されていつたことが背景にあつた。そしてこの蔑視感情の高まりが、辺境統治政策を転換させることにつながつたのである。

以上の検討により、南越の特殊な統治体制の実態と、滅亡後の嶺南地域の混乱とが密接に関連していることがわかり、序文で示した仮説の正しさをある程度は示すことができたと考える。しかし、第三節冒頭で触れた通り、ベトナム北中部においては、後漢初期に徵姉妹の乱が発生し、その後は嶺南諸反乱の中心地となる。また、広東・広西地域においても、安帝期を境に数件の反乱記事が見える。今後は、こうした後漢期の諸反乱と朝廷の対応の変化を見ることで、この混乱の中から台頭した士燮に、趙佗の「一州の主」たる姿が重ねられ、朝廷よりこの有り様が求められた背景を探つていきたい。

註

- (1) 拙稿「嶺南士氏の勢力形成をめぐって」(『史觀』一六七、二〇一二年)。
- (2) 鶴間和幸『秦帝国の形成と地域』(汲古書院、二〇一三年)、一六五〇一八一页。
- (3) 何介均「『秦三十六郡』和西漢增置郡国考証」(『黃盛璋先生八秩華誕記念文集』、中国教育文化出版社、二〇〇五年)。
- (4) 瀬川敬也「調考」(『佛教大學大學院紀要』二七、一九九九年)。
- (5) 周世榮・龍福廷「從『龍川長印』的出土再談漢初長沙國的南方邊界」(『考古』一九九七年第九期)。
- (6) 工藤元男「東アジア世界の形成と百越世界——前漢と閩越・南越の関係を中心に」(21世紀COEアジア地域文化エンハンシング研究センター編『地域文化学の発展』、雄山閣、二〇〇六年)。
- (7) 張榮芳・黃森章『南越國史』(廣東人民出版社、二〇〇八年)、一一一～一二一页。
- (8) 「西甌駱」については、その位置や国家であつたかどうかなど諸説ある。例えば、陶維英『越南古代史』(商務印書館、一九七六年)など、ベトナムの研究者は「西甌」と「駱越」が結合して「甌駱(オーラック)」という国家が建国されたとする歴史観を広く共有している。一方、郭振鐸・張笑梅『越南通史』(中國人民出版社、二〇〇二年)は、「西甌」と「駱越」は国家ではなく部族であり、
- (9) 「役屬」については、南越列伝に、「財物もて閩越・西の甌駱に賂遺し、焉を役屬せしむ」とあり、また、西南夷列伝に、「南越、財物を以て夜郎を役屬し、西は同師に至るに、然れども亦た臣使する能わざるなり」とあるように、西甌駱のみならず、東越地域や西南夷をも従属させていたことがわかる。
- (10) 桜井由躬雄「雛田問題の整理——古代紅河デルタ開拓試論——」(『東南アジア研究』一七一、一九七九年)参照。
- (11) 余天熾「南越國的官制沿革初探」(『學術研究』一九八六年第三期)。
- (12) 吉開将人「南越史の研究」(東京大学博士論文、二〇〇一年)。
- (13) 黃展岳『南越國考古学研究』(中国社会科学出版社、二〇一五年)、一六五〇一七二頁。
- (14) 熊谷滋三「前漢における『蛮夷降者』と『帰義蛮夷』」(『東洋文化研究所紀要』一三四、一九九七年)。
- (15) 松田壽男「東西絹貿易」(『松田壽男著作集第三 東西文化の交流I』六興出版、一九八七年)。
- (16) 『漢書』卷七昭帝紀に、「秋、象郡を罷め、分けて鬱林・牂柯に屬せしむ」とあるように、七郡設置当時はまだ象郡が残存していた。秦が設置して以来の象郡の郡域について

前者を広西、後者をベトナム北部にいた部族とする。本稿では、西子県が交趾郡に置かれたという『漢書』地理志下の記述をもつて、「西甌駱」をベトナム北部にいた部族と見なす。

は諸説あり、今に至るまで決着を見ないが、本稿では特に触れない。

(17) 紙屋正和「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」(『東洋史研究』四一―二、一九八二年)。

(18) 濱口重國「漢代における地方官の任用と本籍地との関係」(同『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版社、一九六六年)。

(19) 保科季子「漢儒の外交構想——「夷狄不臣」論を中心に」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇七年)。

(20) 影山輝國「漢代における災異と政治——宰相の災異責任を中心にして」(『史学雑誌』九〇一八、一九八一年)。

(21) ただし、第二節で見たように、『漢書』地理志下・合浦郡条には「朱盧」県が見え、『続漢書』郡国志五・合浦郡条にも「朱崖」県が見えることは気にかかる。この後再び海南島に郡が設置されるのは三国吳・赤烏五年(二四二)であり、それ以前に「朱盧」県も含め、県が設置されたという記事は見受けられない。

この点については、『漢書』地理志下の原注に「朱盧」県に「都尉治」が設置されたことから、郡の軍事を掌る都尉のみを置くことで、秦代の嶺南進出に見られるような、軍事拠点としての役割を持たせたと見ることもできる。珠崖郡の放棄要因を考えると、元帝期の設置と見ることは難しく、それ以降のいずれかの時期に方針転換が図られたのかもしれない。